

議案第 4 4 号

北九州市立小中学校等管理規則等の一部改正について

北九州市立小中学校等管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める

。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 主務教諭の新設に伴い、関係規定を改める必要があるので、この議案を提出する。



## 北九州市立小中学校等管理規則等の一部改正について

### 1 改正理由

令和8年2月市議会定例会において可決された、主務教諭の職の新設に係る「北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年北九州市条例第45号）」に係る規程を以下のとおり改めるもの。

### 2 改正内容

#### (1) 北九州市立小中学校等管理規則(昭和38年教育委員会規則第8号)

ア 主務教諭新設に伴い学校に置くことができる職を整理。

【規則第15条の2】

イ 主務教諭を置く場合に、置かないことができる主任等を規定。

【規則第16条、第17条】

#### (2) 北九州市立高等学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第5号)

ア 主務教諭新設に伴い学校に置くことができる職を整理。

【規則第12条】

イ 主務教諭を置く場合に、置かないことができる主任等を規定。

【規則第13条】

#### (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則(平成29年教育委員会規則第7号)

主務教諭（3級）の調整基本額を新たに規定するとともに、職務の級の名称を変更する。（特2級→4級、3級→5級、4級→6級）【規則別表第2】

#### (4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第8号)

管理職手当及び管理職員特別勤務手当の対象となる職務の級の名称を変更する。（3級→5級、4級→6級）【規則第3条、別表第1、別表第2】

#### (5) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年教育委員会規則第10号)

ア 期末手当及び勤勉手当の管理職加算の対象となる職務の級の名称を変更する。（4級→6級）【規則第7条】

イ 主務教諭新設に係る職務段階別加算を新たに規定するとともに、職務の級の名称を変更する。（特2級→4級、3級→5級、4級→6級）

【規則別表第1、2】

(6) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則(平成29年教育委員会規則第12号)

主務教諭(3級)の退職手当の調整額の区分を新たに規定するとともに、職務の級の名称を変更する。(特2級→4級、3級→5級、4級→6級)

【規則別表】

(7) 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年教育委員会規則第4号)

規則の対象外となる職員に主務教諭を加える。【規則第1条】

(8) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年教育委員会規則第7号)

規則の対象となる職員に主務教諭を加える。【規則第1条】

### 3 施行期日

令和8年4月1日

北九州市立小中学校等管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立小中学校等管理規則等の一部を改正する規則

(北九州市立小中学校等管理規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立小中学校等管理規則（昭和 3 8 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 1 項中「及び指導教諭」を「、指導教諭及び主務教諭」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 主務教諭は、授業を受け持ち、及び校長から任された当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第 1 6 条第 1 項ただし書中「教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は教務主任の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を、「学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は学年主任の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を、「保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は保健主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第 6 項中「、学年主任及び司書教諭」を「及び学年主任」に改め、「学校の」の次に「指導教諭又は」を加え、同条第 7 項中「学校の」の次に「指導教諭、」を加え、同条に次の 1 項を加える。

8 司書教諭は、当該学校の主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

第 1 7 条第 1 項ただし書中「生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は生徒指導主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を、「進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は進路指導主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第 1 8 条第 3 項を次のように改める。

3 部主事は、その部に属する主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のう

ちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(北九州市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 北九州市立高等学校管理規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第24条とし、第13条から第22条を1条ずつ繰り下げ、第12条第1項中「、学科主任」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教務主任の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは教務主任を、学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は学年主任の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は保健主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは保健主事を、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は生徒指導主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は進路指導主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは進路指導主事を置かないことができる。

第12条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「、学科主任」を削り、「、進路指導主事及び司書教諭」を「及び進路指導主事」に、「高等学校の教諭」を「高等学校の指導教諭又は教諭」に、「保健主事は、」を「保健主事は」に、「教諭又は」を「指導教諭、教諭又は」に改め、「養護教諭のうちから、」の次に「司書教諭は高等学校の主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから、」を加え、同項を同条第8項とし、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(副校長等)

第12条 高等学校には、副校長、主幹教諭、指導教諭及び主務教諭を置くことができる。

2 副校長は、校長を助け、校長から任された校務をつかさどる。

- 3 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、校長から任された校務を整理し、及び授業を受け持つ。
- 4 指導教諭は、授業を受け持ち、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 5 主務教諭は、授業を受け持ち、及び校長から任された高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の調整基本額表のア 教育職給料表(3)の表中

「

2級	10,900円
----	---------

を

」

「

2級	10,900円
3級	11,100円

に、

」

「

特2級
3級
4級

を

」

「

4級
5級
6級

に

」

改め、同表のイ 教育職給料表(4)の表中

「

2級	10,800円
----	---------

を

」

に、

2 級	10,800 円
3 級	11,000 円

特 2 級	を
3 級	
4 級	

4 級	に
5 級	
6 級	

改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第 4 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「4 級」を「6 級」に改め、同項第 2 号中「3 級」を「5 級」に改め、同条第 3 項第 1 号中「4 級」を「6 級」に改め、同項第 2 号中「3 級」を「5 級」に改める。

別表第 1 のア 教育職給料表（3）の表及び同表のイ 教育職給料表（4）の表中

4 級	を
3 級	

6 級	に
5 級	

改める。

別表第2のア 教育職給料表（3）の表及び同表のイ 教育職給料表（4）の表中

「

4 級
3 級

を

」

「

6 級
5 級

に

」

改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号及び第2号中「3級」を「5級」に、「4級」を「6級」に改める。

別表第1の表の教育職給料表（3）の項及び教育職給料表（4）の項中

「

職務の級4級、3級及び特2級の教職員	100分の10
--------------------	---------

を

」

「

職務の級6級、5級及び4級の教職員	100分の10
職務の級3級の教職員	100分の5（教育長が別に定める教職員にあっては、100分の10）

に

」

改める。

別表第2の表の教育職給料表（3）の項及び教育職給料表（4）の項中「

4級」を「6級」に、「3級及び特2級」を「5級、4級及び3級」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表」を「その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のアの表及びイの表」に、「同表」を「これらの表」に改める。

付則第2項中「と、「同表」とあるのは「これらの表」」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

ア 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの（第3号区分の適用を受ける者を除く。）</p>

	<p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの(第3号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であった者(第3号区分及び第4号区分の適用を受けるものを除く。)</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

備考 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の区分は、第3号区分とする。

イ 令和8年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区	(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給
------	---------------------------

分	<p>料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの</p>
第２号区分	<p>（１） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの</p>
第３号区分	<p>（１） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級及び３級であったもののうち教育長の定めるもの又は４級であったもの</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級及び３級であったもののうち教育長の定めるもの又は４級であったもの</p> <p>（３） 令和８年４月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの</p>
第４号区分	<p>（１） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち教育長の定めるもの又は３級であったもの（第３号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち教育長の定めるもの又は３級であったもの（第３号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>（３） 令和８年４月以後の教職員給与条例の行政職給</p>

	<p>料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

備考 令和8年4月以後の教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の区分は、第3号区分とする。

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第7条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第8条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

付 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(副校長等)</p> <p>第15条の2 学校には、副校長、主幹教諭、指導教諭及び主務教諭を置くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>主務教諭は、授業を受け持ち、及び校長から任された当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u> (教務主任等)</p> <p>第16条 学校には、教務主任、学年主任、保健主事及び司書教諭を置く。ただし、<u>教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教務主任の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは教務主任を、学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は学年主任の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは保健主事を置くことができる。</u></p> <p>6 教務主任及び学年主任は、当該学校の指導教諭又は教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>7 保健主事は、当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭のうちから校長の意見を</p>	<p>(副校長等)</p> <p>第15条の2 学校には、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第16条 学校には、教務主任、学年主任、保健主事及び司書教諭を置く。ただし、<u>教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは教務主任を、学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは保健主事を置くことができる。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 教務主任、学年主任及び司書教諭は、当該学校の教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>7 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから校長の意見を聴いて、教</p>

新	旧
<p>聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>8 <u>司書教諭は、当該学校の主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u></p> <p>(生徒指導主事等)</p> <p>第17条 中学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は生徒指導主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は進路指導主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは進路指導主事を置かないことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(部主事)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>部主事は、その部に属する主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</u></p>	<p>育委員会が命ずる。</p> <p>(生徒指導主事等)</p> <p>第17条 中学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を置かないことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(部主事)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第16条第6項の規定は、第1項の部主事について準用する。</u></p>

北九州市立高等学校管理規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(副校長等)</p> <p>第12条 高等学校には、副校長、主幹教諭、指導教諭及び主務教諭を置くことができる。</p> <p>2 副校長は、校長を助け、校長から任された校務をつかさどる。</p> <p>3 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、校長から任された校務を整理し、及び授業を受け持つ。</p> <p>4 指導教諭は、授業を受け持ち、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>5 主務教諭は、授業を受け持ち、及び校長から任された高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第13条 高等学校には、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭を置く。ただし、教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教務主任の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときはその他特別の事情のあるときは学年主任を、保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は保健主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは</p>	<p>(教務主任等)</p> <p>第12条 高等学校には、教務主任、学年主任、学科主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭を置く。</p>

新	旧
<p>保健主事を、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は生徒指導主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は進路指導主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは進路指導主事を置かないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4～7 略</p> <p>8 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は高等学校の指導教諭又は教諭のうちから、保健主事は高等学校の指導教諭、教諭又は養護教諭のうちから、司書教諭は高等学校の主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>第14条～第23条 略 (評価結果の報告)</p> <p>第24条 校長は、第22条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>第25条 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>5～8 略</p> <p>9 教務主任、学年主任、学科主任、生徒指導主事、進路指導主事及び司書教諭は高等学校の教諭のうちから、保健主事は、高等学校の教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>第13条～第22条 略 (評価結果の報告)</p> <p>第23条 校長は、第21条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>第24条 略</p>

旧	第25条 略
新	第26条 略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新		旧	
別表第2（第2条関係）	調整基本額表	別表第2（第2条関係）	調整基本額表
ア 教育職給料表（3）		ア 教育職給料表（3）	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
	略		略
2級	10,900円	2級	10,900円
3級	11,100円		
4級	略	特2級	略
5級		3級	
6級		4級	
イ 教育職給料表（4）		イ 教育職給料表（4）	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
	略		略
2級	10,800円	2級	10,800円
3級	11,000円		
4級	略	特2級	略
5級		3級	
6級		4級	

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第3条 教職員給与条例第30条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、それぞれの額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 別表第1及び別表第2の<u>6級</u>の職にある者 8,000円</p> <p>(2) 別表第1及び別表第2の<u>5級</u>の職にある者 6,000円</p> <p>2 略</p> <p>3 教職員給与条例第30条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 別表第1及び別表第2の<u>6級</u>の職にある者 2,000円</p> <p>(2) 別表第1及び別表第2の<u>5級</u>の職にある者 1,500円</p> <p>4 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第3条 教職員給与条例第30条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、それぞれの額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 別表第1及び別表第2の<u>4級</u>の職にある者 8,000円</p> <p>(2) 別表第1及び別表第2の<u>3級</u>の職にある者 6,000円</p> <p>2 略</p> <p>3 教職員給与条例第30条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 別表第1及び別表第2の<u>4級</u>の職にある者 2,000円</p> <p>(2) 別表第1及び別表第2の<u>3級</u>の職にある者 1,500円</p> <p>4 略</p>

新				
別表第1（第2条関係）				
ア 教育職給料表（3）				
職務の級	職	職の分類	手当の月額	
6級		略		
5級				
備考 略				
イ 教育職給料表（4）				
職務の級	職	職の分類	手当の月額	
6級		略		
5級				

旧				
別表第1（第2条関係）				
ア 教育職給料表（3）				
職務の級	職	職の分類	手当の月額	
4級		略		
3級				
備考 略				
イ 教育職給料表（4）				
職務の級	職	職の分類	手当の月額	
4級		略		
3級				

新				
別表第2（第2条関係）				
ア 教育職給料表（3）				
職務の級	職	職の分類	手当の基準月額	
6級		略		
5級				
備考 略				
イ 教育職給料表（4）				
職務の級	職	職の分類	手当の基準月額	
6級		略		
5級				

旧				
別表第2（第2条関係）				
ア 教育職給料表（3）				
職務の級	職	職の分類	手当の基準月額	
4級		略		
3級				
備考 略				
イ 教育職給料表（4）				
職務の級	職	職の分類	手当の基準月額	
4級		略		
3級				

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>第7条 教職員給与条例第32条第4項の教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある教職員は、教職員給与条例第17条の規定に基づき管理職手当の支給を受けることとなる職を占める教職員のうち、次に掲げる教職員（休職にされている教職員のうち、教職員給与条例第47条第1項の規定の適用を受ける教職員（以下「公務等傷病による休職者」という。）以外の教職員、派遣職員及び法人派遣職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 教育職給料表(3)の適用を受ける教職員のうち、職務の級が<u>5級</u>の教職員で副校長の職を占める者及び<u>6級</u>の教職員</p> <p>(2) 教育職給料表(4)の適用を受ける教職員のうち、職務の級が<u>5級</u>の教職員で副校長の職を占める者及び<u>6級</u>の教職員</p> <p>2 略</p>	<p>第7条 教職員給与条例第32条第4項の教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある教職員は、教職員給与条例第17条の規定に基づき管理職手当の支給を受けることとなる職を占める教職員のうち、次に掲げる教職員（休職にされている教職員のうち、教職員給与条例第47条第1項の規定の適用を受ける教職員（以下「公務等傷病による休職者」という。）以外の教職員、派遣職員及び法人派遣職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 教育職給料表(3)の適用を受ける教職員のうち、職務の級が<u>3級</u>の教職員で副校長の職を占める者及び<u>4級</u>の教職員</p> <p>(2) 教育職給料表(4)の適用を受ける教職員のうち、職務の級が<u>3級</u>の教職員で副校長の職を占める者及び<u>4級</u>の教職員</p> <p>2 略</p>

新		旧	
別表第1 (第6条関係)		別表第1 (第6条関係)	
給料表	教職員	給料表	教職員
教育職給料表 (3)	職務の級6級、5級及び4級の教職員	教育職給料表 (3)	職務の級4級、3級及び特2級の教職員
)	100分の5 (教育長が別に定める教職員にあっては、100分の10)	)	100分の10
	略		略
教育職給料表 (4)	職務の級6級、5級及び4級の教職員	教育職給料表 (4)	職務の級4級、3級及び特2級の教職員
)	100分の5 (教育長が別に定める教職員にあっては、100分の10)	)	100分の10
	略		略
備考	略	備考	略

新			
別表第2 (第16条関係)			
給料表	教職員	加算割合	
教育職給料表 (3)	職務の級 <u>6</u> 級の教職員	略	
	職務の級 <u>5</u> 級、 <u>4</u> 級及び <u>3</u> 級の教職員並びに2級の教職員(教育長が定める教職員に限る。)		
教育職給料表 (4)	職務の級 <u>6</u> 級の教職員	略	
	職務の級 <u>5</u> 級、 <u>4</u> 級及び <u>3</u> 級の教職員並びに2級の教職員(教育長が定める教職員に限る。)		
備考 略			

旧			
別表第2 (第16条関係)			
給料表	教職員	加算割合	
教育職給料表 (3)	職務の級 <u>4</u> 級の教職員	略	
	職務の級 <u>3</u> 級及び <u>特2</u> 級の教職員並びに2級の教職員(教育長が定める教職員に限る。)		
教育職給料表 (4)	職務の級 <u>4</u> 級の教職員	略	
	職務の級 <u>3</u> 級及び <u>特2</u> 級の教職員並びに2級の教職員(教育長が定める教職員に限る。)		
備考 略			

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>(教職員の区分)</p> <p>第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに<u>その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のアの表及びイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。</u>この場合において、その者が同一の月において<u>これらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれのそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>(旧県費負担教職員であった期間における教職員の区分)</p> <p>2 教職員退職手当条例付則第2項に規定する旧県費負担教職員であった期間がある教職員のうちこの規則の施行の日以後に退職した者に対する第5条の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは「その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める付則別表ア、イ若しくはウの表又は別表」とする。</p>	<p>(教職員の区分)</p> <p>第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する回表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において回表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれのそれぞれに対応する回表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。</p> <p>付 則</p> <p>(旧県費負担教職員であった期間における教職員の区分)</p> <p>2 教職員退職手当条例付則第2項に規定する旧県費負担教職員であった期間がある教職員のうちこの規則の施行の日以後に退職した者に対する第5条の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは「その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める付則別表ア、イ若しくはウの表又は別表」と、「回表」とあるのは「これらの表」とする。</p>

新		旧													
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）													
ア 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表		平成29年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表													
<p>教職員の区分についての表</p> <table border="1"> <tr> <td>第1号区分</td> <td> <p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> </td> </tr> <tr> <td>第2号区分</td> <td> <p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> </td> </tr> <tr> <td>第3号区分</td> <td> <p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの</p> </td> </tr> </table>		第1号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>	第2号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>	第3号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの</p>	<table border="1"> <tr> <td>第1号区分</td> <td> <p>(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> </td> </tr> <tr> <td>第2号区分</td> <td> <p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> </td> </tr> <tr> <td>第3号区分</td> <td> <p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> </td> </tr> </table>		第1号区分	<p>(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>	第2号区分	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>	第3号区分	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p>
第1号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>														
第2号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>														
第3号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの</p>														
第1号区分	<p>(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>														
第2号区分	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>														
第3号区分	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p>														

新	旧
<p>の又は特2級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条  例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属  する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるも  の又は特2級であったもの</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与  条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職  務の級が4級であったもの</p> <p>第4号区分</p> <p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与  条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属  する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるも  の(第3号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与  条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属  する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるも  の(第3号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与  条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職  務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与</p>	<p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受け  ていた者でその属する職務の級が2級であったものう  ち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> <p>(3) 教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた  者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>第4号区分</p> <p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受け  ていた者でその属する職務の級が2級であったものう  ち教育長の定めるもの(第3号区分の適用を受ける者を除  く。)</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受け  ていた者でその属する職務の級が2級であったものう  ち教育長の定めるもの(第3号区分の適用を受ける者を除  く。)</p> <p>(3) 教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた  者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受け</p>

新		旧	
第5号区分	<p>条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち教育長の定めるもの又は2級であったもの（第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち教育長の定めるもの又は2級であった者（第3号区分及び第4号区分の適用を受けるものを除く。）</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>	第5号区分	<p>ていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち教育長の定めるもの又は2級であったもの（第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち教育長の定めるもの又は2級であったもの（第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(3) 教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 教職員給与条例の医療職給料表（2）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第6号区分	<p>第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者</p>	第6号区分	<p>第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者</p>

備考 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例付則第3項の規定

備考 教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の区分は、第3号

新	旧						
<p>イ 令和8年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表の適用を受ける教職員の区分は、第3号区分とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 1886 646 2078">第1号区分</th> <td data-bbox="316 1169 646 1886"> <p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="646 1886 976 2078">第2号区分</th> <td data-bbox="646 1169 976 1886"> <p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> </td> </tr> <tr> <th data-bbox="976 1886 1307 2078">第3号区分</th> <td data-bbox="976 1169 1307 1886"> <p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級及び3級であったもののうち教育長の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が</p> </td> </tr> </thead> </table>	第1号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>	第2号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>	第3号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級及び3級であったもののうち教育長の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が</p>	<p>区分とする。</p>
第1号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>						
第2号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>						
第3号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級及び3級であったもののうち教育長の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が</p>						

新	旧
<p>2級及び3級であったものうち教育長の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>	<p>2級及び3級であったものうち教育長の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
<p>第4号区分</p>	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの又は3級であったもの(第3号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち教育長の定めるもの又は3級であったもの(第3号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
<p>第5号区分</p>	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料</p>

新	旧
<p>表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>	<p>第6号区分</p> <p>第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者</p> <p>備考 令和8年4月以後の教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の区分は、第3号区分とする。</p>

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第7関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号。以下「条例」という。）第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項、第8条各項並びに第9条各項の規定に基づき、条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員である者並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主任幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄附指導員、学校事務職員及び学校栄養職員である者以外の者（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号。以下「条例」という。）第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項、第8条各項並びに第9条各項の規定に基づき、条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員である者並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主任幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄附指導員、学校事務職員及び学校栄養職員である者以外の者（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第8条関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号。以下「条例」という。）第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項、第8条各項並びに第9条各項の規定に基づき、条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>講師</u>、<u>寄宿舎指導員</u>、<u>学校事務職員</u>及び<u>学校栄養職員</u>である者（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号。以下「条例」という。）第3条第1項、第5条第2項、第7条第3項及び第4項、第8条各項並びに第9条各項の規定に基づき、条例第1条に規定する第1号会計年度任用職員のうち、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>講師</u>、<u>寄宿舎指導員</u>、<u>学校事務職員</u>及び<u>学校栄養職員</u>である者（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。</p>

## 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する 特別措置に関する条例等の一部改正について

### 1 改正理由

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることを受け、12月議会において令和8年1月1日施行分が可決されたところ。

令和8年4月1日施行分についても、改正法の趣旨及び内容に基づき北九州市立学校の教職員に遅滞なく適用させる。

これらに係る関係規程を以下のとおり改正するもの。

### 2 改正内容

#### (1) 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）

##### ア 主務教諭を加える

教育職員の定義及び教職調整額の支給対象者に主務教諭を加える。

（第2条、第3条関係）

#### (2) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）

##### ア 小学校、中学校及び特別支援学校に主務教諭の配置

教育職給料表（3）と教育職給料表（4）に主務教諭を加えるとともに、教員特殊業務手当の支給対象とする。

（第2条、別表第1、別表第4、別表第7関係）

##### イ ヘキ地手当の算定方法改正

ヘキ地手当の算定においては、地域手当の支給額の限度において手当額を減じることとなっているが、この地域手当との調整規定を削除する。

（第39条関係）

##### ウ 小学校、中学校及び特別支援学校教職員の教員特殊業務手当（特殊勤務手当）の増額

部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき支給される手当を増額する。

（別表第7関係）

(3) 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）

ア 市立高等学校に主務教諭の配置

教育職給料表（1）及び義務教育等教員特別手当の支給対象に主務教諭を加える。

(4) 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年北九州市条例第43号）

ア 市立高等学校教職員における特殊勤務手当の支給対象者に主務教諭を加える  
教員特殊業務手当の支給対象者に主務教諭を加える。

（別表関係）

イ 市立高等学校教職員の教員特殊業務手当（特殊勤務手当）の増額

部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき支給される手当を増額する。

（別表関係）

(5) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例（平成29年北九州市条例第13号）

ア 主務教諭を条例の適用対象に加える

条例が適用される北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員に主務教諭を加える。

（第1条関係）

(6) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）

ア 主務教諭を条例の適用対象に加える

条例が適用される北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員に主務教諭を加える。

（第1条関係）

**3 施行期日**

令和8年4月1日

**4 その他**

次の事項を付則で規定する。

- ・職務の級の名称が変更となるための切替え
- ・施行日前の異動者の号給の調整
- ・その他条例の施行に関して必要な事項は教育委員会が別に定めること